

【別添3】 資格確認書について

交付する目的は、マイナ保険証（健康保険証として使えるように登録しているマイナンバーカードのこと）によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、資格確認書を医療機関等へ提示することにより保険診療を受けられるようにするためです。

【交付対象者】**ア 申請による交付**

- ① 令和6年12月2日以降の新規資格取得者で、マイナンバーカードを取得していない方またはマイナンバーカードを保有しているが健康保険証として使えるように登録を行っていない方（[別添8](#)または[別添9](#)で申請）
- ② マイナンバーカードを紛失又は棄損した方、更新中の方（[別添6](#)で申請）
- ③ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者（※）に同行して資格確認を補助する必要がある方
※ 要配慮者とは、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者等をいい、個々の事情を勘案し保険者において判断します。（[別添6](#)で申請）

イ 職権による交付（医療保険者等向け中間サーバから通知される情報で確認）

- ① マイナンバーカードを取得していない方
 - ② マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
 - ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
 - ④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（カード本体の有効期限切れを含む）の方
 - ⑤ マイナンバーカードの返納者
- ※ 現保険証等をお持ちの方で①から⑤に該当する場合は、令和7年12月1日までに共済組合から交付します。（手続き不要）

ウ 職権による交付（事務処理の過程で確認）

- ① 申請により資格確認書が交付された要配慮者（資格確認書の更新する場合に限る）
- ② マイナンバー未登録の方（保険者で対応した上で把握できない事情がある場合）
- ③ DV被害者等（マイナポータルで閲覧制限の設定がされている方）
- ④ 負担割合変更等により資格確認書の記載事項が更新された方
- ⑤ 組合への資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないと見込まれる方または完了できなかった方
- ⑥ 資格確認書の有効期限切れの方

【回収について】

原則的に現保険証等の取り扱いと同様となり、組合員等（資格確認書の交付を受けている方に限る。）が次の場合に該当するときは、回収します。

- ・組合員がその資格を喪失したとき

- ・組合員が継続長期組合員となったとき
- ・組合員またはその被扶養者が後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- ・組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったとき

注：有効期限を満了した資格確認書は回収いたしません。(個人情報を含むものであることから、本人において確実に破棄をお願いします。)

【Q&A】

Q 1 マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証として利用する意向がない。また、念のため資格確認書を持っておきたいので資格確認書の交付を希望したい。

A 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナンバーカードの保険証利用による受診が困難である等の特段の事情もなく念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q 2 資格確認書のき損・滅失があった場合、再交付は可能か。

A 記載事項変更訂正申告書 ([別添7](#)) を提出してください。再交付が可能です。

Q 3 マイナンバーカード紛失時に交付された資格確認書の有効期限が経過するまでの間に、マイナンバーカードの再取得をした場合は資格確認書をどうすればよいか。

A 資格確認書を共済組合へ返還してください。